

安齋隨筆

拾三

伊勢神宮大神樂

| | | | | |
|---|---|---|---|-----|
| | | | | 和書門 |
| | | 八 | 九 | |
| | 一 | 八 | 四 | |
| 一 | 三 | 九 | 八 | 類 |
| 六 | 架 | 函 | 號 | |
| 册 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 庫 | 文 | 閣 | 内 | |
| 五 | 八 | | | 和 |
| 三 | 九 | | | |
| 函 | 四 | | | 書 |
| 一 | 八 | | | |
| 架 | 册 | 號 | 類 | |

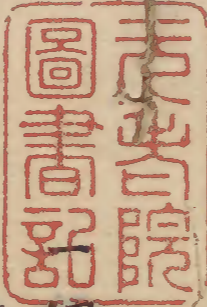
| | |
|------|-----------|
| 内閣文庫 | |
| 番號 | 和 8948 |
| 冊數 | 16 (13) |
| 函號 | 153 294 |



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり



神宮大天神樂 吉原左京大太海寺和...
 世記辨去近厚行大大神樂寺...
 出二天全銀ヲ食小初積...
 持一教大六リ夕月...
 大教官校下武郡寄吉備...
 丹音最是月張公家所...
 丁シ...



伊勢神宮大神樂 吉見左京大夫源幸和カ倭姫命

世記辨云近年ハ大神樂等云ヘル珍シキ更ヲ作り

出シテ金銀ヲ貪リ祈禱ヲナスト云フ元来臣下ノ祈

禱ハ致スヘカラサレルヲナルヲ非礼ノ祈ヲナス妄作

ト云フヘシ大神宮諸雜更記曰安和二年三月廿九日

大故官被下式部省書備應補任伊勢大神○部官司正

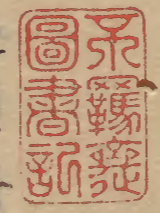
六位上大中臣朝臣公頼更右大臣宣奉勅伊勢大神宮

司母最是自派公家御祈禱之外浦^{ウラ}不^フ司^シ臣下之祈禱其

家妄ニ參宮スルヲ了夕ハス庶民等ハ然ルニヘテ知

ラサレヨリ貴賤爭テ參宮ス今ハ天下一統ノ習凡ト

ナレリ



續臯禪手綱

春湊浪語下云又亦云く自徳と記せりハ

今の下常とよめし或ハ續臯揮とよめし此れも
 自徳ハ別ありて是ハ短き肌禱ヒツキノ如記ヒツキハ火ヒツキ礮ヒツキ等
 常ノ續臯揮とつけり人忌於正世ヒツキノ如記ヒツキハ肌禱と注
 せり是ハ前儀と環翠形ヒツキは是と自徳と混せるハ別也
 予之と以て流ヒツキ流ヒツキしと後云武帝ト人友皇子ト
 以家ノ付奈送ヒツキ然ヒツキとせり續臯揮ヒツキは家ノ世と流ヒツキ
 字法拾遺若耳某又最久記等ヒツキと云ふことといひ若肌
 禱ヒツキと云ふ後二年ノ画ヒツキハ貴方ノ肌禱と云ふと画ヒツキノ別
 也是ハ自徳トよめハ初家祖臣ノ甲斐ヒツキ若夫と贖
 流抄ヒツキハ初貞記と以て云ふは自徳ト云ふ事亦猶ヒツキ
 自徳ノ時藍ヒツキ也云々自徳ニ云ふは今世ト云ふハ又別也



貞丈云盛衰記、
 訓ハ割板ノ時何
 ニモ知ラヌモ付
 タル訓ニテ誤多
 ナリ責ルニとス

夫ハ自徳とよめしと云ふ也之ノ初也云々(す)
 此ハ自徳トよめしと云ふハ初家祖臣ノ甲斐ヒツキ若夫と贖
 流抄ヒツキハ初貞記と以て云ふは自徳ト云ふ事亦猶ヒツキ
 自徳ノ時藍ヒツキ也云々自徳ニ云ふは今世ト云ふハ又別也

一本非茶 春湊浪語下卷云 卯洲の茶と云事 卯の茶と

卯の茶 卯尾の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事 卯の茶と云事

一 簞子

一 流院打し人、雨吹の星多れや雲多れ福と也西へ
ゆく、
一 孫倉海老吉の物申ふハ月多れやと又西
へとせゆく、
一 石の歌作右区、
一 行は、
一 実明

一 當色トキ 洗草ト云書ニ記ス又庭訓往來去ハ月家文當

色等色ハ狂文尽有トキ銘金銀トアリ又尺素往來去ハ廳

下部皆當色屏鉾持以金銀風流付于衣裳候ト見エタ

リアヒニモ

一 天瓊ヲ日本紀ニアノトホコト訓セリ 貞丈按

トボコトヨムハ誤リ歟ニホコトヨムヘシ瓊々杵尊

ヲニ、キノニコト、ヨムナリ瓊ハ玉篇ニ赤玉也ト

一 尺リ古ハ赤キ色ヲニト云瓊ノ字赤キ玉ナル故是ヲ

ニト訓シタルナリニホコトヨムヘキ證ハ古史記ニ

右ノ矛ノ夏ヲ沼矛ト書タリ又ホコトヨム是ニホコ

ト通スルナリナニ又子ノ音相通ナレハ

一 胡籥ハヤナクヒトヨム訓義未詳カナラスヤナハフ

クロヒノ畧語歟訓義諸説多ケレ共未ハ詳ナラスハ鞞

ハノ歌ハラモレハハシヤナハフハハハニハテハノ

一 屋敷 源平盛衰記卷十五南都父足利太郎俊綱カ

上野十六郡ノ文介ト新田ノ庄ヲ屋敷所ニ申候シカ

其ノ空リ候キ云

一 曹ノ吹返 古製ノ曹ノ吹返ハシヨロノ一ニノ板又

ハ三ノ板ニテ上ヘヒ子リ返シテ吹返ト云近キ世ニ

製シタルハ吹返ラ別ニ作テ付タルナリ是ヲキハ
ガラクリト云フ鉢ノキハニテカラクリタル故ニ是
古製ニアラス

一 へんに〇黒ツハ襦カキ 兼花物浴巾カキ 兼四田 兼之植 兼所田

曰クハ〜とよおきねいとウヤ〜とウヤ〜カレある

スツ〜とせてひとよきてあ〜たる〜ウヤ〜

き〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜

よ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜

だ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜

か〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜

云白粉俗云途 〇かい襦と装束俗云途 〇かい襦と装束俗云途

色俗云途 のよとそれとも石俗云途 の女俗云途 〇かい襦と装束俗云途

源氏物語初めの巻 言堂 〇かい襦と装束俗云途

と〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜

色俗云途 のよとそれとも石俗云途 の女俗云途 〇かい襦と装束俗云途

一 禁色カキ 兼花物浴巾初めの巻カキ 〇かい襦と装束俗云途

の色俗云途 のよとそれとも石俗云途 の女俗云途 〇かい襦と装束俗云途

と〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜

し〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜

ま〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜

ひ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜

か〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜

た〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜

た〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜ウヤ〜

又つてぬとあつてのよかあつても禁とすうこれと
うすすとゆふうふと禁とゆふとあつてもい
さふと云いひゆとさゆと禁とゆふとあつてもい
うんの年結とさふううむむしの年結といふさう
ゆんとあつてけむしとさふとあつてもい
回あつて口陰のうつての老とさふとあつてもい
ふふとあつてもいふふとあつてもい
年とあつてもいふふとあつてもい
かていとあつてもいふふとあつてもい
内侍のうとあつてもいふふとあつてもい
のうとあつてもいふふとあつてもい
あつてもいふふとあつてもい

あつてもいふふとあつてもい
あつてもいふふとあつてもい

一鳥柳ふ川入てゆふ 田舎子津原君ならのかえきれい
あつてもいふふとあつてもい
これい伊国云ふあつてもいふふとあつてもい
あつてもいふふとあつてもい
あつてもいふふとあつてもい
あつてもいふふとあつてもい
あつてもいふふとあつてもい

一燈練 装束あつてもいふふとあつてもい
あつてもいふふとあつてもい
あつてもいふふとあつてもい
あつてもいふふとあつてもい
あつてもいふふとあつてもい

初〜とよよとん記云 貞丈母を結くたる後乃
よ〜
生^{スレ}緒^キ練^ナ対^シル^ヲ 對して初〜たる後と
初〜とよよとん〜
かて何の處し〜た〜
おとやぐると〜
い〜と〜
か〜と〜
ふ〜と〜
お〜と〜

一カレコシト云詞 オソレオソルオソロンナト、云
詞 = 同レ恐惶懼畏等ノ字カレコシ共オソル、トモ
ヨムニタトへハ貴人ノ威勢ヲオソル、ヲカレコシ

ト云又賢ノ字ヲカレコシトヨムハ賢人ハ心ナト
キ物知リナルユへ我愚ナルヲ耻テ賢人ヲハ貴ヒオ
ソル、故賢ノ字ヲモカレコシトヨムハ是又オソル
ルニ意通スル

一義家朝臣卒去 諸等大系図卷四云長治二年八月十
八日卒六十七トアリ同卷十二嘉承三年卒六十六ト
アリ又諸家系図ニハ長治二年八月十八日卒六十七
トアリ又和鑑^漢年鑑ニハ天仁元年義家卒トアリ又歴
代備考ニハ長治二年八月謂源義家卒者非ハ天仁元
年八月十八日義家卒六十八歳トアリ可考

一小袴 栄花物語中ハての系不殿ハ源元小袴きてり
た〜を〜て杖とほ〜てみちの〜小〜を〜

へておとせしらくんやうきうかきうたうわと一入
 余えりくええたうきうきうきうきうきうきうきうきうきう
 せん料のむきのけきといふしうきうきうきうきうきう
 少細言のきくきうきうきうきうきうきうきうきうきうきう
 のきとあきうきうきうきうきうきうきうきうきうきう
 の人きうきうきうきうきうきうきうきうきうきうきう
 一局 ^{ワキ} みやはくきうきうきうきうきうきうきうきうきうきう
 物波きのきうきうきうきうきうきうきうきうきうきう
 示してきうきうきうきうきうきうきうきうきうきう
 ましきうきうきうきうきうきうきうきうきうきうきう
 おとせしうきうきうきうきうきうきうきうきうきうきう

何のなるぬのなるぬのなるぬのなるぬのなるぬのなるぬの
 何のなるぬのなるぬのなるぬのなるぬのなるぬのなるぬの
 一長持 同巻ニ又これハ長持のきうきうきうきうきう
 かぢらうきうきうきうきうきうきうきうきうきうきう
 一とくきうきうきうきうきうきうきうきうきうきう
 六多岐山采るなるぬのなるぬのなるぬのなるぬのなるぬの
 一窮理 窮理ト云フモ夏ニ依ルヘシ父母妻子兄弟等
 一死タルニ理ヲ窮メテ物始メルハ必ス終リアリ
 生タル者ハ死スル理トアリキウメテ悲シシ悼ニホ
 ルハ仏家ノ悟リニテ聖人ノ教ニ背キ人倫ノ道ニ非
 ス理ヲ捨テ思愛ニ迷ヒテ夕、悲ニ悼ムハ聖人ノ教

一 王寺小寺にいで給世地と一院と云人の中なる後

二 条地も中なる 女院 陽明し一宮宮能長七

三 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

四 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

五 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

六 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

七 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

八 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

九 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

十 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

十一 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

十二 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

十三 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

十四 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

十五 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

十六 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

十七 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

十八 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

十九 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

二十 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

二十一 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

二十二 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

二十三 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

二十四 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

二十五 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

二十六 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

二十七 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

二十八 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

二十九 條 俗中界うていほくそと同せ給中宮ら又

さうの若のきつにてか碑をくけり細りていませう
碑といつらへてそのまゝあるとさう弦といふ所のつ
ふもよめい〇女文云々は松坂の御人お金の松坂や
はらへといふゆゑなり弦をその故なり清てよめい
一虎頭 常花ゆめ花の巻後一本花ゆめ花の正虎
の改し宮の内侍とていふさきりある〇本草綱目巻
五十一獸類部虎之条虎骨主治頭骨作枕辟惡變鬘置
戸上辟鬼陶弘初生小兒煎湯浴之辟惡鬼去瘡疥驚癇
鬼症長大無病孟詵右忠寺考

一 火燒屋

合考ニモ江家次第卷一元日宴會篇ニ撤去

東西火炬屋東殿置日華門北掖西置紫とあるゆゑ常花
ゆめ花の巻後一本花ゆめ花の正虎

あれと人多く家小のりとして小き物まで持たせ
たり作小作冠をくけり元後の時ふれり冠をく
リキテ居工置物ノ類カ

一 放巾子冠

寛永二十年癸未九月廿七日紹仁親王後光元服次

兼去次理髮其後先以左手取御冠披巾子如元置之器

次取巾子入御本取以左手奉令押之中次加冠人著

同座理髮入碓額畢復座〇巾子と云冠の箇のこくまに

ふゆと云破と云額より額上と云ふふゆと云ふゆと云
ち中子の時先ッゆともアと中あの中へ入る

の押手にて押（一）の字と（二）の字と中より（三）の字と

らぬんとて押（一）の字と（二）の字と（三）の字と（四）の字と

の押手にて押（一）の字と（二）の字と（三）の字と（四）の字と

一鷹飼犬飼装束 江家次第卷二大臣大饗篇云鷹飼錦

帽子紫纈狩衣白布帯壺脛巾浅履熊行勝飼裏紅襪烏

頭太刀左手居鷹右手執付雉枝〇犬飼帽子紺布狩衣

紺車袴貫左手引犬右手取白木杖

一姓尸書法 江家次第卷二叙位篇云上卿仰外記令進

視續紙尋此間令参議書可給二省下名書様注四位五

位書姓尸名六位不書尸依数書其本位無漏一人公卿

不入下名云云〇貞丈按二省ハ式部省兵部省ナリ式

部省ハ文官ノ下ヲ掌リ兵部省ハ武官ノ下ヲ掌トル

故ニ位ニ叙シタル人ノ姓名ヲ書テ式部兵部へ授ケ

下ニ給ハル下名ト云フナルヘシ此書キ様ハ職原抄

ノ姓朝臣名朝臣ノ下トハ違ヒ別ノ下ナリ一ツニ混

スヘカラス下名ノ書体江次第ニアリ畧シ

一入道 聖人ノ教ヘニハ孝悌忠信ヲ行フヲ入道ト云

フ仏家ニテハ死テ後ニ仏ニ成ル下ヲ得スレテ再タ

ヒ又人ニ生レ出テ人間ノ苦患ヲスル下ヲ入道ト云

フ予或僧ニ逢テ予ハ常ニ地獄ニ墮ワヘキ程ノ悪業

ヲセズ又仏ニナルヘキ程ノ善根モセズ死タラハ何

ニ生ルヘキヤト問シニ僧答ヘテ仰ノ通りニテオウ

ラハバ必ス入道ニ生レタヒテ再タヒ人間ノ苦患

ヲウケタマフヘシト云ヘリ笑フヘキ下ニ実ニ論廻

よめも院の祈禱奇効有りといへせて人々もめしめて
祈禱をたのまれて物ともかきよめてしりか成之家乃
主人が粒をほきしふ主人のせめてと智のほき
付てららむしりてあふれが主人のせめてといふれども
主人のほきしりてし中一くゆりさるあけあり
けりといふしりてふりてゆりさるれてかのほき近敷
せりといふ聞及し若のほきしけふ久いあふりさる
るしりて〇家祀ゆりさるしりてあふりさるいの中長入
病服といふしりてあふりさるしりてあふりさるいの中
いふしりてあふりさるしりてあふりさるいの中
いふしりてあふりさるしりてあふりさるいの中
いふしりてあふりさるしりてあふりさるいの中

こよのねかあぬかの名とていふやいさ事ととぞり
ぬかといふべしといふ俗に祈るかぬのけりといふこと
ととぞりぬかといふこといふこといふこといふこと
いふこといふこといふこといふこといふこといふこと
いふこといふこといふこといふこといふこといふこと
いふこといふこといふこといふこといふこといふこと
いふこといふこといふこといふこといふこといふこと
いふこといふこといふこといふこといふこといふこと
いふこといふこといふこといふこといふこといふこと
いふこといふこといふこといふこといふこといふこと
いふこといふこといふこといふこといふこといふこと
いふこといふこといふこといふこといふこといふこと

一 俗語ノ筈 俗語ニ為ベキハズ取ヘキ筈ナド、云フ

一 俗語ノ字ニ管ノ字用ルハアテ字ノ本字ハ理ノ字ニ

俗用ノ手簡ナトニハ管ノ字用ユヘシ

一 俗語也波利 俗語ニヤハリト云ハ即ノ字ニ其ニ

トモヨムヘシ

一 俗語折角 俗語ニセワカクト云フハ努カノ字又ハ

勅ノ字ニ俗用ニハ折角ヨシ

一 俗語結句 俗語ニケワクト云ハ却ノ字ニ俗用ニハ

結句ヨシ

一 俗語丁度 俗語ニテウド何ノ様ニト云テウドハ宛

然ノ字又恰ノ字ニ似テモ似タ

一 俗語ナト、云ハ少ノ字又子ヨト、云モ同シナクト

云フモ同シ

一 俗語ニイワソノトニト云ハ寧ノ字ニ

一 俗語ニモハヤト云ハ既ノ字ニ又記

一 俗語ニ何ノカノト云フニ及ハズト云フハ無乃ノ字

一 ナリ

一 俗語ニナト云ハ而ノ字ニ俗用ニハ扱ノ字ヨシ又

一 俗語ニ是ナドアレナド、云フナドハ等ノ字ニ俗用

一 俗語ニ杯ヲ用ユ

一 俗語ニワラノ、云ハ熱ノ字ニ俗用ニハ情ノ字ヲ

一 用ユ

一 俗語ニ鳥獸スラナド、云フスラハ尚ノ字ニ

一 俗語ニカリニモ又カリソメニモト云ハ苟ノ字ニ

一 俗語ニ

一 俗語ニドフシテト云フハ豈ノ字又馬ノ字又安ノ字
 一 又何ノ字又争ノ字ニ
 一 俗語ニモノイフヘキ初ニアノト云出スアノハ夫ノ
 一 字ニモノト云ヒ出スモ同シ
 一 俗語ニモリイフヘキ初ニイテト云フハ益ノ字ニ又
 一 オホカタト云フモ益ノ字ニ
 一 俗語ニアレカシナレガシナド、願ノ詞ニカシト云
 一 フハ寧ノ字ニ
 一 俗語ニドウゾト云フハ願ノ詞ニドウゾハ願ノ字又
 一 冀ノ字又望ノ字ニ
 一 俗語ニ何トシタキカトシタキト同此タキト云ハ
 一 欲ノ字ナリ

一 俗語ニモウノシキハレノシキナト、云フシキ
 一 ハ如ノ字又然ノ字又爾ノ字ニ又乎ノ字馬ノ字ナト
 一 モ何シシキノシキニ當ル俗ニハ敷ノ字ヲ用ユ
 一 俗語ニ食ヲシマフタ捨テシニワタナト、云シニワ
 一 ヲハ了ノ字又畢ノ字ニ
 一 俗語ニアバレルト云字ハ荒ノ字ニ荒屋ヲアバラヤ
 一 ト云フモ同シ
 一 俗語ニオスガニト云フハ然尚ノ字ナリシサスガニ
 一 ト云モ同シ俗ニ流石ノ字用
 一 俗語ニヨモヤト云フハ豈度乎ノ字ナリ
 一 俗語ニトカク又トニカリニ又トモカクモナト、云
 一 フハ左右ノ字又彼是ノ字ニ

一 俗語ニソリヤト云ハ驚破ノ字ニソヨヤ氏ヨム
一 俗語ニイカヒセハ又イカヒコト、云ハ大ノ字ニイ
一 カフセ^イイトト、云フモ同レ
一 俗語ニコニルト云ハ窘ノ字又困ノ字又窮ノ字ニ
一 俗語ニセウナイト云ハ切ノ字ニセウナイノナイハ
助語ニ切ナルト云フ下切ノ字ハ急ニ迫^レト注シ
一 下レキリニセニルヨ云ハ
一 俗語ニドウヤラト云ハ疑ノ字ニ又トコヤラモ同レ
一 別ナクヤ^レ右^レ如^レクヤ^レハ
一 俗語ニヤウテゴホルト云フハ然ノ字又雨ノ字ニ
一 俗語ニワリナ^レト云ハ莫論又勿論ノ字ニ又無理ノ
一 字ニコ^レ畧^レナ^レト云ハ

右ノ類尚多^シ本字ハ俗ニ通セヌ常ノ手簡ナトニハ
俗ニ通スル字ヲ用ユヘシ
一 挨拶^ハイ^ハヤ^ク今世俗ニ應答ヲ挨拶ト云フハ當ラヌ
義ニ挨拶ノ字ハ字彙ニ迫^レトアリ扱ノ字ハ玉篇ニ通
扱^ニトアリ然^レハ挨拶ノ二字コニルトヨムニ應答
ノ義ニアラス俗ニ云フアイサワハ謝ノ字ニ當レリ
字彙ニ以^テ辭相告曰謝
一 俗語ニアヒシラフト云字 待ノ字ヲアヒシラフト
ヨムニ字彙ニ遇^レトアリ待客ト云フハ客ヲアヒシ
ラフトヨムヘシ客ヲニワトヨムヘカラス文意ニ依
テ俟^ト訓スル^ヲモアルヘシ又遇ノ字モアヒシラフ
トヨムヘシ是等ノ字幼童知ラサル故記之

一 俗語ニシテト云フニシテヤト云ハワ況ノ字ハ別ハ

洞ニカニ引ニノ字何レニテモ用ユヘシ強同又詐ハ

一 俗語ニシレモノト云フハ詞ハ痴ノ字ニ今世バカ者

トモ夕ハケ者トモ云又癡ノ字ヲモ用ヘシ痴人癡人

一 共ニシレモノトヨムシレレタルハナト云フモ同

一 俗語ニグサハ又ゴサハト云フハ雜ノ字ニ

一 俗語ニノワタトモヤタラトモ云フハ毒ノ字漫ノ字

一 猥ノ字等ハ

一 俗語ニウケナガメウケナゲリ等ノウケハハナノ字ニ

一 唐詩ニハ越キ黃キ鶯キ見ト云ヘルハナノ字ニ同シハナニ意ハ

一 語助ハ又俗語ニカイ行カイワニムカイヤルカイ

カワルナド云詞ノカイハ搔ノ字ニテ是モナノ字ノ

類ナリ又俗語ニブツカヘルブツコロスナドイヘル

ブツモナノ字ニ

一 姪婦移居他所 采花物語ハ花の老不中ハ子ハ

したるハ小ハかハるハまハるハいハ出ハたハるハ不ハ信ハスハ納ハまハのハ大

次ハ御門ハのハあハらハかハらハまハんハてハまハるハ古ハ代ハ姪婦ハハハ禁ハ中ハと

わハてハ他ハの家ハ不ハりハきハ居ハてハ老ハるハはハしハ是ハ産ハ穢ハとハ禁ハ中ハ

小ハ忌ハいハまハ放ハりハ或ハあハりハてハ誦ハ倉ハ将ハ軍ハ家ハのハ姪婦ハ他ハの

大ハ名ハの家ハ移ハりハ居ハるハをハらハれハりハとハあハらハせハしハるハはハるハ

系ハ於ハるハ家ハ系ハしてハしハるハはハ一ハ境ハ川ハ取ハ中ハのハ記ハ外ハとハしハ

とくハらハるハ

一 公家ハ采花物語ハ浦ハのハワハれハのハ老ハまハくハくハらハるハ

一 心のゆくゆくたまりかゝりえんは申すはいつくしき
事といふもいふもいふも申すもいふもいふもいふもい
みしき事とわたりていふもいふもいふもいふもいふも
てまゝ伊周上京ノ過リヲ後ひふ家と云い終極の事と云
此知古書小野廷とて云家と記し事多し今世
公卿とていふ事と云い終極の事と云
月

一 君臣歌 細井知慎カ書家号作シ幼童年習ノ始メニ
いふはと書終じいふは世帯の歌少て吉祥ナラ
ストテ別ニ歌ヲ作テ君臣ノ号ト号テ版行セリ其歌
ニ曰テいふまゝいふやこいもせよえとむれぬおほ
もたうゑていふもいふもいふもいふもいふもいふも

一 小のぬのろりは是神ハ夢授ナリト云菅真文按此大
意ハ君臣親子夫婦兄弟群井鑿田種而未繁天地榮
勿佗條世舟船繩ノ文字限リアルトトハイトモ未
ノ句上文ニ属セス離レテ聞ユイロハノ文ハ首尾連
貫レテ聞ユ君臣歌ハ少劣レリいろはと用カキ申ス
年らゝ世のやゝいふもいふもいふもいふもいふもい
りか若し也いふもいふもいふもいふもいふもいふも
あいうえをのみ十般とあらういふもいふもいふも
すししるもをいふもいふもいふもいふもいふもいふも
いふもいふもいふもいふもいふもいふもいふも

一 ソコハカトナリト云詞 ところの又もくもくもくもく
くもくもくもく若干のニある若干ハ韻會ニ数未定之辞猶

言幾許と云くそふと云くといふくわともあ
 くともよみて板かきりあをとりてくはくも多
 せこらうと云くかきつれんとりていよくあへく新
 千載表傷部よりけりふ君とも是てくくさくそこ
 かしあふかりほえぬふ後記ゆは石蔵の老りしるふ
 此歌小いその下とりあ本小をこえりしとよ名く
 多所とりあのふ田ぬるありりりありりし抄ぬり
 おし多くくあやまり海せり
 一カヒナキト云詞無甲斐ト書リハアテ字之無益ノ
 二字カヒナレト訓スヘシ
 一男假字女假字倭片假字及切義解辨之序曰旧夏
 太記本紀日本書紀所用男假字数多皆是也群伊勢物

一 諸古今和歌集所用女假字四十七字是也云云
 一 神國吾国上古ノ書ニ日本ヲ神国ト称スルナレ
 但日本紀神功紀ニ東有神国謂日本ト見エタリ此神
 国ノ神ノ字ハ新羅国王日本ヲ貴ニテ褒美シタル詞
 ニテ神祇神道等ノ神ノ字トハ意味異ニ日本ニ神国
 ト云フ称アルヲ新羅ニ傳ヘ聞テ神国ト云タルニハ
 アラス神妙神仙ナドノ神ニ同レキ義称ニ中古以来
 神道ト云モノアルユヘ神国ト称スルト云トハ意味
 同シカラス支那ニテ其国ヲホメテ神州ト云稗氏見
 ハツ何レノ國ニテモ其国ヲホメテ神州トモ神国共
 云フヘシ
 一 かすい 指さの才さい古こゆゆ説せふふとと小こハ多たくくかかすすいいと

一書り、和名抄和名、指和名、由比俗、云於此と云り、
 物、白ゆびと云い、名もておまじとよ、俗流、か
 まじとス指とらけ、又小指とゆ、ゆい、
 一、ヤゲ、古流、あつ、なほ、と云、
 今世、やげと云ふ、ほく、ほく、と云、
 一、心ゆ、あつ、なほ、と云、
 一、やぶ、と云、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、

一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、

一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、

一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、

一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、
 一、おと、あつ、なほ、と云、

リ多

一むきび唐きぬ 采をぬ流若樂の老をりゆ〜
 の女房たちのこころをきいたのわとこころをせし中
 その中おしられおのりて〜このよのいききしよの
 つやきこころをりきりきり〜女房を萩らむ〜この
 ころりよのころぬをぬよあるいとゆむきひの
 らきぬきよのりひつくをきくしきき〜つ〜られおの
 こころのそぬとも、うね綾こころあいとゆむきひ
 つ〜きぬと云い糸と流れてとゆせて又とゆ〜たると
 云ぬむきび将衣とよおゆ〜増鏡花五の巻
 伴氏たひや無急はのをけ親胡いむきひつ〜きぬききく
 とおぬ〜てむ〜き記をそこのう〜ぬき菊とぬい

一花のつこ 改記まままの列名と云一説は田家更
 して田家更、深まき〜と云梅堀門百を杜若の衣
 公宴の歌 花うにゆ〜てよよまけるのす〜つ〜かれ
 ぶめうてきぬふともらん 汝歌花のうぶま〜て
 かきん〜のほるとゆられいむらん〜いま〜い〜
 田家更いあり面よ〜のた〜のき〜つ〜ゆ〜ふ〜い
 一花のつこ

一花のつこ 改記まままの列名と云一説は田家更
 して田家更、深まき〜と云梅堀門百を杜若の衣
 公宴の歌 花うにゆ〜てよよまけるのす〜つ〜かれ
 ぶめうてきぬふともらん 汝歌花のうぶま〜て
 かきん〜のほるとゆられいむらん〜いま〜い〜
 田家更いあり面よ〜のた〜のき〜つ〜ゆ〜ふ〜い
 一花のつこ

一相撲訓 スレ共スレフトモ云ハナカラフヲ云

馬ノ策ズレヒ付ケスレヒナト、云フモ同義ニ相撲

ハ西人相互ニ投ントシ投ラレジトナカラフ

一兼塵 江家次第第七中和院神今食御装束篇云當日

神嘉殿七間内中央母屋三間塗篋同上張信濃布兼塵

白水骨其内敷滿廣筵○兼塵ノ字ヲ俗ニハナケシ帳

リトヨム江家次第ニ云フハ布ヲ天井ノ如ク張ルヲ

云フ也

一踐祚即位 神祇令曰凡踐祚之日義解曰謂天皇即位

謂之踐祚位也福也 上古踐祚ト云フハスナハチ

即位ノ了ニテ兩名差別ナレ後代ニ及テハ差別アル

如シ此事上ニ記シ又此条ト参考フヘシ

一版位 職員令試部版位義解曰謂朝賀及祭祀定

群臣并百官列位之版也○儀制令曰凡版位皇太子以

下各方七寸厚五寸顯書其品位並漆字義解曰謂以漆

書也○真丈云版位ハ元日ノ朝賀大掌會等ノ時群臣

百官庭上ニ列立スル時ニ此處ニハ何位ノ人立ヘシ

ト云シルニ板札ニ位ノ名ヲ漆ニテ書テ地ニ置リ

入其処ニ其位ノ人列立スル也

一謝座 江家次第元日宴會篇云群臣再拜注云謂之謝

座堂上着座ヲ謝スル拜也

一僧詣大神宮讀仏經 東大寺衆徒參詣伊勢大神宮記

曰文治二年歲次仲春二月中旬之比當寺勸進聖人皇

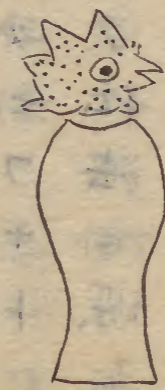
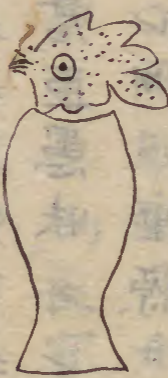
源俊兼為祈申造大仏殿夏參詣大神宮偷於瑞垣之邊

通夜之間同廿三日^神夜大神示現云昔近年身疲力衰
難成大夏若欲遂此願汝早可令肥我身云^云聖人夢覺
于松檜之嵐波重于蘿衣之露即還向本寺被觸此狀於
衆中之處衆徒相儀曰神明威光增益莫過般若威力早
新写大般若經二部僧綱以下六十口僧徒頂戴之參詣
彼宮於内外二宮各一部遂供養博讀兼可被番論義云
云衆儀已就万人服膺畢○同年四月廿三日續進發同
廿六日^酉可有供養博讀等之由為長官石大辨斷沙汰
仰陰陽寮被定下畢○貞文云大神宮二仏法ヲ忌ム
上古ヨリノ大法ニ故ニ延喜式ニモ各宮ノ内外ノ忌
詞アリ然ルニ大仏ヲ造立セシテ祈トシテ東大寺
僧ヲ大神宮へ參詣セシムルノミナラヌ神前ニ於

テ仏經ヲ讀シムルヲ神慮ヲ悼ラス神威ヲ恐レヌ神
宮ヲ穢ス是朝政ノ大乱ニカノル現ニ昔近年身疲力
衰難成大事若欲遂此願汝早可令肥我身トアルハ重
源カ造言ナリ神靈何ソ身疲力衰テ疲タニフナト
云フヲアラシ哉其比ノ君臣愚昧ニシテ仏法ニ深ク
溺レテ僧徒ヲ信セラレシカハ重源ニ欺ムカレタル
ナリ可歎哉

一胡瓶 酒瓶ニ禁中節會ニ用ヒラル者ニ江家次第
元日宴會篇曰殿東軒廊安殿上酒壺西才一間才一柱
南砌上鋪毯一枚其上立案^{無帳}其上鋪紺布立胡瓶
二口^{注云}西向近例只有一口金銅鳳瓶也其東立樽○
同篇当幄北東西行鋪蘆華一枚其上文案^{有同蓋覆紺布}

其上各立胡瓶二口○同篇南臺盤居胡瓶一口注云胡
 国瓶也見史書○貞丈按右ノ註ヲ合セ考ルニ胡瓶ハ
 本ハ胡国ノ瓶ニシテ金銅ヲ以テ作り鳳瓶共云フ物
 之年中行事ノ繪ニ瓶ノ頭ヲ鳳ノ頭ニ造リタル物見
 一ニ夕リ即是ニ元文大掌會ノ繪ニモ此物見エテ鳳ノ
 頭ヲ色ニニ彩リ夕リ



一カタニカタニト云ニ三アリ一ニハ記念ノ字ニコ
 レハナキ人ノカタニカレシ人ノカタニナド云
 一ニツニハ筐ノ字ナリ竹カゴニ花ガ夕ニナト云フ

キリニウニハ互ノ字ニカタニニ袖ヲシホリツナト
 ノ類ニ此カタニハ与ノ字ヲモ用ユヘシ
 一ア夕ラシキア夕ラシキト云詞ニツアリ一ニハ新
 ノ字ニ古カラヌヲ云一ニハ可惜ノ字ニア夕ラセノ
 ト云ヲア夕ラシキモノト云フアリ
 一古物語ノ詞アルヘキト云ヲアヘイト云トヨムベ
 一ナルベキト云ヲサベキト云トサヨムベキ何カルヘキト
 一ナラ何カベキト云トカヨムヘキニカリイテト云ヲニカ
 一テト云フトヨムニテニシテト云ヲニイテト云オホシ
 一テト云ヲオボイテト云ナゲキ夕ニフト云ヲナゲイ
 一夕ニフト云ヲハト云ヲサバト云オモアレト云ヲ
 一サバレ共サニレトモ云コノ夕ビト云ヲコ夕ビトモ

嵯峨宮鴨太の
有ニ細男トシテ
ラツヤ

コタヒトモ云類皆俗語シコレ中古ノ俗語ニテ古代
ノ本語ニアラヌ源氏物語枕草子十トハ倍語ヲ用ヒ
タルニ
一ウルサキ云オ詞ウルセキト云詞同シカラスウルサ
キハ俗ニモ云詞ニテワフラハシクムワカシキナリ
ウルセキト云ハウルハシキシウルハシキノハノ字
ヲ中畧スレハウルシキシ其シノ字セト音相通スル
子ヘウルセキト云シ
一細男 兼花お流ワズノ老ふ人の心らふふよ
アツマキぬのりあにぬいささとほはをもし
びいよそのしつゝこのあひあふえりあふ
あつまはももたれももつれももつれももつれも

ほやかとこのてのらひてつらつらわらふふ
○是ハ批把殿 妍子の又餐の口内大旨教通云女房の中
ニ更りかゝるとと女房どももらひかゝり誰と云
まぬゆとつけりまのらひてうかつかつとよハ
うく老人しつととらるへし春の祭少シ細男あり他
計乃ト春の若宮御祭礼因云細男六人非常奏之
泣ギ鳥帽子叩張 二人座して笛とや二人霞向と云
ま腰中書と付斤もつておろし主出て流し海に退き
座をも又二人うきととをれた右の神と掩てを流し之
出流し海に退く

一 即祚 即位ニ日本紀孝徳紀ニ升壇即祚
一 十月祭神 日本紀垂仁紀五年注曰一云天皇以和姫

命為御杖ミツツツ貢奉於天照太神是以倭姬命以天照大神鎮
坐於磯城巖櫃之本而祠之然後隨神誨取丁巳年六年
冬十月甲子遷于伊勢國渡邊宮云々此文ヲ以テ考
レハ十月諸神出雲國大社ニ集リ夕ニフ故十月ハ神
事ナシ其故ニ十月ヲ神無月ト云ト云ヘルハ俗説ニ
ツレク草云十月ヲカミ十月ト云テ神事ニ憚ルヘキ
ヨレハ記シタル物ナシ本文モ見エス但當月諸社ノ
祭ナキ故ニ此名アルカ此月万ノ神タケ大神宮ヘ集
リ夕ニフナド云フ説アレトモ其本説ナシナルナ
ラハ伊勢ニハコトニ祭月トスヘキニ其例モナシ十
月諸社ノ行幸其例モオホシ但多ハ不吉ノ例ニ云々
兼好ノ比ハ出雲トハ云ズレテ伊勢ヘ集リ夕ニフト

イヒ習ハシタルニ如此區々ナルハ無実ノ故ニ水戸
中納言光國卿カニ十月ハ無雷月ト宣シハ解山見
以至雷ノ説ニ上古ノ書ニハ皆雷ヲカニト云々十月
ハ極陰ノ月ニテ雷鳴ナキユヘ無雷月ト云フ了能カ
ナヘリ諸説アヤトモカニテカレ無雷
一如之畧語古畧ニユトクト云ラ畧シテコトニ云々
ル詞アリ花ノ如クヲ花ノコトニ云如此ナラハト云
ヲコトナラハト云類ニ事ト紛レヤスレ
一其之畧語ソレヲト云フヲ畧シテソト云フ了アリ
ソヲダニリケノワスレカタニニト云ハソレヲダニ
ト云了云々
一是之畧語コレト云ヲ畧シテコト云了アリ是ハト

一云フヲヲコハト云コレヤト云フヲコヤト云類
一ヤノ字カノ字助語ヤモカモ疑ノ語ナレトモワカ
ヒヤフアリ水辺ノ古柳ト云フ題ヲ真文詠スル歌
一其イク春ヤ岸ノ柳ノ枝タレテ汀ノチリヲハラヒナ
レケン 或人此奇ヲ難レテ不ク春ヤトハイカ
イツ春カトコソイフヘケレト云真文ハヤノ字ニテ
一ユソヨケレト云フ其後北村春永翁ニ此事ヲ語りケ
レハ春水出イク春ヤト上ニ云タレハ下ニハラヒナ
レケト云ヘル能ク叶ヘリイツ春カト上ニ云タ
ラハ下ニハラヒナレツルト云ヘキ語勢ニトソ答ヘ
ツリキ是得ツ詞ノ分別古歌ノ語勢ヲ熟知セサレハ
迷フ莫ナリ

一兒手柏 万葉集卷十六雜歌謗倭人歌一首
奈良山乃兒手柏之両面尔左毛右毛倭人之友○今
世常ニコノ手柏ト云ハ檜ノ葉ニ似テ表裏ノカヘサ
下ナルヲ云或人樹木ヲ好シシガ云ハコノ手柏ノ
葉ハ機樹カハノ葉ノ如ク葉ノ端五ツ出テ手ノ五指
ノカガ如クシカレハ兒手柏ト云其葉表ハ裏ノ如ク
ニテ裏ハ表ノ如シ万葉ニ兒手柏之両面トアルハ是
ト云ケリゲニモ蠶ノ手ニ似タルヲカヘテカハ畧
リ語ナ名付タレハ兒ノ手ニ似タルハコノテ柏ナル
ヘシ檜葉ニ似タルハ名ニ叶ハス別ニ名アルヘシ
一奇莫 安永六年月日ハ忘レタリ子夜劇ニ蹲リテ小
便ヲ通シ畢テ立ツ時ニ大ナル瓦ホドノ物ニテモア

へはりしきりしちのちのこはわけ申す事(一)や
 としそり 貞丈又云蒲葵ハひまわりのゆいしり
 蒲葵とびまわるといふ事詳なりと云ふ事や檳榔の
 事と傳ふ用めて檳榔毛車外より出き来りし蒲
 葵ハ檳榔の事不似て大なるゆい今薩摩の山岳依り
 と云ふ事もあるて車の形根と昔はつと檳榔毛車
 と云ふ事あるなり
 一胎児 或医師云妊婦三月ニテ流産シタルニ其産出
 シタル物ノ形頭ハ丸クシテイニ夕耳目鼻口備ハラ
 ス頭ノ形ハカリニテ下ノ方ハ手足モナリ長ク連リ
 テ血凝リ固ニリテ肉ノ如クナリ下ノ端ハ綿ヲウス

ク引延シタルカ如シ又七月ニテ流産シタルヲ見シ
 其児形体全備セリト
 一新帝元年 元年ノ立ヤウニヨリテ治世ノ年数違フ
 一アリ橘嘉樹カ記ニ云某帝ノ元年ハ即位ノ年ヲ除
 キ翌年ヲ元年トスルハ一年ニシテ二帝アルトテ嫌
 フニヨリテ其年ヲ以テ先帝治世ノ終ノ数ニ加ヘ翌
 年ヨリ新帝ノ治世ヲ算フルニ某帝ニヨリ即位ノ礼
 ナキモアリ又ハ二年三年或ハ十年余モ後ニテ即位
 ノ礼アルモアリ其ハ踐祚ノ年ノ翌年ヲ元年ト立ツ
 ルナリ又近世明上皇ノ如キ踐祚ノ翌年ニ即位アリ
 テ又其翌年ニ改元アリ是モ又踐祚ノ翌年ヲ以テ帝
 ノ元年トスルナリ此ハ通鑑ニ見エタルヨシ改元

考ニ記ナレタリ踰年改元ト云フ定例ナレバ又云先
帝ノ旧年号ヲ用ヒラル、一間アリ又上皇ノ如キ
ハ即位ノ次ノ年ニ改元アル故ニ改元治世ノ元年ニ
一年後レタリ去レト天一年旧号ヲ用ヒラル、一ノ定
メトス九十八崇光帝モ如此百七後土御門帝モ如此
或ハ即位ノ翌日改元アルモアリ一ヶ月二月後ニ
改元アルモアリ同ク此類ハ浅祚ノ年ヲ除キテ新帝
ノ元年トスルニ
一神書 神昏ニハ偽書多シ陰陽五行相生相尅ノ理説
ヲ逞シク述タルハ偽書ニ国史ニ見エサル事荒三時
代年月国史ト違ヒタルハ偽書ナリ又日天子月天子
自性悉地誓願衆生顯密慈悲隨喜功德本地垂迹奇妙

金胎西部生地長夜煩惱長隨機說法迷悟三界利益其外
此類仏法ノ語ノ交リタルハ偽書ニ心ヲ明ニシテ惑
フヲ勿レ神道ハ正直ヲ本トスルト云ナカラ陰陽家
仙家性理家ノ諸説ヲ混合シテ人ヲ欺キ神ヲ誣テ偽
書ヲ作ルハ一畔放溝埋生剥逆剥屎戸トヨリモ巨々
多クノ罪ナルヘシカ、ル大賊ヲハ神ヤラヒニヤラ
ヒタニヒ神々、キニタキ殺シテモ飽クヘカラス
一日本宗廟社稷 吾邦上古宗廟稷ノ号ナシ中古以來
儒家ノ説ニ拠テ此ヲ云ヒ出シテ唐ノ二子ヲシテ
天照大神ヲ始メ諸国ノ神ヲ宗廟社稷ニ引当テ伊勢
大神宮石清水八幡宮ヲ宗廟トシ其外ノ神ヲハ社稷
トス其社稷トスル神ノ中ニ天子ノ御先祖アリ是社

稷ニアラス宗廟ニ然ルヲオケクノ説ヲ作テ強テ社
稷トスルハ無理ニ唐ノ二子ヲシテ強テ宗廟社稷ノ
号ヲ立ルニハ及ナルヲナリ日本ノ神社ハ君神臣神
ノ二品ノ分チニテ尊卑立テ祭祀ノ礼法経重ノ差別
有テ更行ハルヘシ日本ハ上古ヨリ日本ノ風俗アリ
後ニ其風俗ヲ唐ノ風俗ニ引當テ同様ニセントスル
ニ同様ニナラサルヲアル故喧シク牽強附會ノ説出
来ルニ〇正四位下左京大夫源朝臣幸和氏吉見ハ尾張
国愛智郡名護屋ニ東照宮ノ神主ニ此人博学宏文ニ
シテ神道家ノ偽作妄説ヲ排斥シ国学并疑五部書説
并宗廟社稷問答等其外著述多シ神道家ノ豪傑ナリ
人ニ然レトモ宗廟社稷ノ名目ヲ立テ問答ノ書ヲ著

セリ儒学アル人ナル故神儒両部ニシテ宗廟社稷ノ
名目ヲ放レ得ナルニ
一鳥帽子風口 饒抄云衣衾草中御門内府能説曰男装
束惣無生衣不可著云々仍子孫不著之但七祖卿藏人
少将也時白川院歴覽鳥羽殿東山之日淳文指貫著女
郎花生衣鳥帽子風口カウカイヲ指テ居鷄供奉之由
物語之次聞之〇真丈曰立鳥帽子風折鳥帽子等ニハ
風口ト云ハウシロノ方ヘホシノシリノアキ間ヲ云
又俗ニ侍鳥帽子ト云物ノ額ニヒナカタトヲ劔形ニ
テ中クボナル所アリ其ウシロノ穴ヲ風口ト云フニ
今ハ侍鳥帽子ハ無位無官ノ者ノニ用テ官位アル人
ニ用ヒナル物ニト思ヘトモ饒抄ヲ見レハ藏人少将

ナリケル人モ用ル_レモアリ_シ
一古今集歌人寵寵ノ字ヨ_シヤウ采雅抄_ニ一説十ヤ
ウ一説ウツクトアリ_テ穴冠_ニ書タルハ誤_ニテ穴冠_ナ
ルヘシ寵ノ字ウツク_レムトヨムヲ下略_シテウツク
トヨムナルヘシ両説アルハヨ_シヤウ知_レヌユヘキ
ヤウトヨム人モアリ_テウツクトヨム人モアリ_シユヘ
両説ヲ奉_テ出_シタルナリ何_レニナリトモヨ_シタキ
ヤウニヨムヘシ貫之時代ノヨ_シヤウハ知_レヌナリ
一詞ノ伸縮キナリナリナリナリナリナリナリナリ
音キトナルケリナリナリナリナリナリナリナリ
レノ切リ_シナリナリナリナリナリナリナリナリ
ナ切ナトナル_シ万葉集_ニハ皆ナリトアリ_シナリナリ

ナ音相通ナルユヘ傳_レテコヒヌテウナト_ナヨナ
シ又ケリト云ハ開語_ニケルト云ハ合語_ニナリ傳_レテ
ルトナル_シ
一テニハノ略_シテニハト云ハ物語_ニ其大略ヲ覚ユル
諺_ニ○ゾケル○コソケレ○ニタリ○ヤラント云○
ゾケルトハ上ニゾト云タラハ下ニ必_ケルト云フ_シ
花ゾナリケルト云類_ニケルニ限ラスナル氏タルト
モフルトモ云フナリ○コソケレトハ上ニコソト云
タラハ下ニ必_レト云_シ思_フソア_レト云類_ニアレ_ニ
限ラスケレトモスレトモワレトモ云_シ○ニタリト
ハ上ニニトイヘハ下ニ必_タリト云_シアレ_ニタリト
キニケリト云類_ニタリケリニ限ラスナリトモセリ

トモ云ナリ○ヤラントハ上ニヤトイハド下ニ必ラ
ント云ニ花ヤチルランノ類ナリ此ヤラント云ハ疑
ノ詞ニ此外テハハノ品多シ是ハ大畧ヲ云ニ古哥ヲ
多ク諳ズレハテニハニ通達スルニテハハニ通達セ
テハハ歌モヨクス和語ニ文章書レステニハヲ知
ラスレテヨメタル哥ハ其意聞ハカタク又文章モ其
意タガヒテ聞ワケラレス
一神託○類聚三代格ニ曰弘仁三年九月廿六日太政官
符應^ニ檢^ニ察^ニ神^ニ託^ニ宣^ニ事^ニ右^ニ權^ニ大^ニ納^ニ言^ニ正^ニ三^ニ位^ニ藤^ニ原^ニ朝^ニ臣^ニ園^ニ人^ニ
宣^ニ備^ニ奉^ニ勅^ニ怪^ニ異^ニ之^ニ事^ニ聖^ニ人^ニ不^ニ語^ニ妖^ニ言^ニ之^ニ眾^ニ法^ニ制^ニ非^ニ怪^ニ而^ニ諸^ニ
国^ニ信^ニ民^ニ狂^ニ言^ニ申^ニ上^ニ寔^ニ繁^ニ或^ニ言^ニ及^ニ国^ニ家^ニ或^ニ妄^ニ陳^ニ禍^ニ福^ニ敗^ニ法^ニ亂^ニ
紀^ニ專^ニ甚^ニ於^ニ斯^ニ宣^ニ仰^ニ諸^ニ国^ニ令^ニ加^ニ檢^ニ察^ニ自^ニ今^ニ以^ニ後^ニ若^ニ有^ニ百^ニ姓^ニ悞^ニ

称^ニ託^ニ宣^ニ者^ニ不^ニ論^ニ男^ニ女^ニ隨^ニ事^ニ科^ニ決^ニ但^ニ有^ニ神^ニ宣^ニ灼^ニ然^ニ其^ニ驗^ニ尤^ニ著^ニ
者^ニ国^ニ司^ニ檢^ニ察^ニ定^ニ實^ニ言^ニ上^ニ○真^ニ丈^ニ云^ニ上^ニ古^ニ神^ニ託^ニヲ^ニ用^ニ捨^ニス^ニル
ト^ニ如^ニ此^ニ中^ニ古^ニ以^ニ来^ニ僧^ニ徒^ニ妄^ニニ^ニ神^ニ託^ニ靈^ニ夢^ニナ^ニド、号^ニシ^ニ朝^ニ家
ヲ^ニ欺^ニキ^ニ私^ニ願^ニヲ^ニ達^ニセ^ニシ^ニ例^ニ多^ニシ^ニ僧^ニ徒^ニノ^ニモ^ニ限^ニラ^ニス^ニ神
主^ニ巫^ニ覘^ニ等^ニモ^ニ己^ニレ^ニテ^ニ利^ニセ^ニシ^ニカ^ニ為^ニニ^ニ神^ニ託^ニト^ニ偽^ニル^ニト^ニアリ
一古^ニ益^ニ為^ニ證^ニ凡^ニ故^ニ實^ニヲ^ニ考^ニル^ニニ^ニ古^ニ益^ニヲ^ニ以^ニテ^ニ證^ニト^ニス^ニル^ニト^ニ
アリ^ニ古^ニ代^ニノ^ニ画^ニ工^ニ當^ニ時^ニ眼^ニ前^ニニ^ニ見^ニル^ニ所^ニノ^ニ体^ニヲ^ニ直^ニニ^ニ写^ニシ
シ^ニ盡^ニキ^ニタル^ニモ^ニノ^ニナル^ニユ^ニハ^ニ後^ニ代^ニニ^ニ至^ニテ^ニ其^ニ昔^ニノ^ニ画^ニ工^ニ後^ニ代^ニノ^ニ證^ニニ^ニ備^ニヘ
ル^ニ證^ニニ^ニナル^ニシ^ニ然^ニレ^ニト^ニモ^ニ其^ニ昔^ニノ^ニ画^ニ工^ニ後^ニ代^ニノ^ニ證^ニニ^ニ備^ニヘ
シ^ニト^ニ云^ニフ^ニ志^ニニ^ニテ^ニ昏^ニタル^ニモ^ニノ^ニニ^ニ非^ニス^ニレ^ニハ^ニ唯^ニ其^ニ事^ニ物^ニノ
体^ニノ^ニ大^ニ畧^ニヲ^ニ似^ニヤ^ニ写^ニス^ニノ^ニニ^ニナ^ニリ^ニ又^ニ諺^ニニ^ニ所^ニ謂^ニ繪^ニソ^ニラ^ニゴ
ト^ニモ^ニ交^ニル^ニト^ニアリ^ニ又^ニ細^ニ密^ニナル^ニト^ニヲ^ニ其^ニト^ニホ^ニリ^ニニ^ニ画^ニテ^ニハ

畫体見リルシキユへ省畧スルヲアリサレハ古畫信
シテ證トスヘキモノナレトモ取ヘキ所アリ捨ワヘ
キ所アリ取捨ハ学者ノ意ニ依リ古畫ニテモ悉ク
信シテ取捨セズハ誤ルヲアルヘシ
一伊勢神宮五部書 此五部ハ○宝基本記○御鎮坐傳
記○御鎮坐次序記○御鎮坐本記○倭姬命世記是レ
此五部外宮ニテ秘書トシテ用ユレトモ内宮ニテハ
不用之吉見左京大夫源幸和カ五部書説并十二卷ヲ
著シテ五部共皆偽書ナルヲ明ニ示シ其誣妄ヲ刺
セリ甚快然タル書ニ其中ニ御鎮坐傳記并曰幸和按
外宮祠官等五部書ヲ撰スル主意如何ト云ニ外宮祭
神豊受神タル事ヲ忘レ天御中主国常立尊ト称シ神

号ヲ私ニ變改セント欲ス何者豊受神ト申スハ御饌
ノヲ司トル神ナレハ内宮トハ甚早シテ双ニ難ク
上ノ御尊敬モ眩ク况ヤ諸人ハ外宮ノ神号ナヘ知ル
人ナケレハ初穂賽銭ノ捧ル者ナク檀那モ減少シテ
祠官師職等貧窮ニ及フヲ哀ニ内宮ト相並ニテヲ
欲ス依テ御饌津神也ト附會シ水神ノ号ト称シ水ヨ
リ五穀ヲ生シ続命ノ術ヲナスト云ヒ天御中主神ハ
高皇產靈尊ノ父ニレテ全ク人體ナルヲモ理説ヲ以
テ天水中主神ト弑ヲ取り直シテ御饌神ト一体ト称
シ天御中主神ト国常立尊ハ一神異名ニト新説ヲ設
ケ外宮ハ水氣津神天御中主神比即国常立尊ニ水神
ニ八月神トモ申ス内宮ハ日神ニシテ火徳外宮ハ月

神ニシテ水徳ト申シ廣メ共ニ天日天月ノ天ヲ照シ
坐人如クニ宮一光隔ナキ幽契ニシニスユヘニ外宮
ヲモ天照ト申スト如此衆人ノ耳目ヲ蔽ヒ内宮ヨリ
モ却テ添増ニ尊貴ノ神ニ天神七代ノ第一ニシテ天
照大神モ尊仰シ給フ御神ナリト教テ中世以来外宮
祠官代々其事ヲ筆記シ己レガ説ハ人ノ信スニシキ
ヲ察シテ二所皇大神ノ託宜シト称シ或ヒハ猿田彦
大神ノ神託又ハ高皇產靈尊ノ神託ト称シ又倭姫命
ヲ雄略ノ朝一テ長壽ニト欺ヒテ倭姫ノ託宣ヲ述給
フナト記シテ己レガ欺リヲ隠シ衆人ヲ詎ラカス
外宮ノ了国史官牒ニ我ラナルヲ怨ニ祠官自ラ五部
書ヲ編集シテ古キ祖先ノ述作ト称シ調御倉ニ納メ

神藏十六部極秘ノ神書ニテ六十未滿ノ者不可并見
ト傳来スト云フ又云外宮ノ徒五部書ヲ偽作スルハ
而宮相双ニ更ラ欲シ日月陰陽水火ノ説ヲ以テ外
宮ヲ天御中主国常立尊ニセンヲ欲シテ許多ノ書
藉ヲ作テ数多ノ神託ヲ記スハ此主意一ツニ在リ
故ニ前後ノ繁多ナル文言ハ皆飾リニ添タルニテト
知ルヘシ因テ時代齟齬奇怪妖妄ノ甚シキ者多シ度
會延賢^{一延}カ傳記抄ノ如キ皆偽書ヲ引用シテ支證ニ備
フ固外宮ノ徒ナレハ偽書ノ證ニ偽書ヲ以テスルハ
相應トヤ云フヘケレトモ證スルニ足ラス○貞丈五
部説弁全部ヲ讀ムニ五部共ニ仙經ノ語アリ老莊ノ
語アリ五行家ノ説アリ幸和逐一ニ排斥セリ五部書

考る者ありしを考とるし小昔由いられたるよしなき
ことと世に記よる事(その中小のつりや碎る秘
傳ありしきつりやと成るはいて言(一)は合するも
しとる(た)り皆抄のよと書らる由ありしはか
こされたりけりつりやと碎る秘傳のしりや
事しめ世に記よる事(一)は合するも
理とまきま(る中)る事(一)は合するも
秘傳の方術なり

一 武士風俗 寛永正保の朱貞享元源の比ふての
即士に我國の俗風強くて却逆とせしめて抄
正し其人の理屈つり情こころを無ふつり
を和意とるし母一人の負ふと大恥と成りし

そりとの詞とがめ新あらふとの少事小の御定宛
てたり小井らるる家来の小果あるとらるる
手井らるる後おてし由ありありして武威と
はらして風俗も一合治のよりの人中あてりし
ことしりつりやとせしめ抄よる事(一)は合するも
か必と述り愛ぬのありしりやとせしめ抄よる事
町人ふりし法の外武士とせしめ抄よる事(一)は合するも
古来の由法と聞及いり由承の比りし由りし
風やるし武逆をたれらるる事(一)は合するも
藝をやりしりやとせしめ抄よる事(一)は合するも
りやとせしめ抄よる事(一)は合するも
遊興はむ小いられし事(一)は合するも

抱持といて御と〜受病の如く金持も町人の如く
思之の更くと浴い金と修て過せん幸母の所ひ
持少一町人小町も〜ツル〜先人としも奪
てハ承世伝の上りりの地決人の之身と〜ツル
〜のじ地決〜唯常不換持の事と御身〜た
家来ともナリ〜其外考と切ふ若り〜てし金浪
の事小伝〜名御のて〜人小〜年
〜小由士凡り世か〜（以来いふり人）
〜朱伊族中の諸士の中〜遊女と〜或ハ博
〜或ハ金浪の事小甘て修け〜或ハ其外考
事考せ令信と教〜或ハ其外考と中
公訴小及〜と知〜島事まで毎年二二人二人

追放改良違島と 御事申渡る事〜
城〜して先選承以りし〜若是由士凡のをた
不承り〜由士凡のをた〜
受病されハ常の公平御〜心平御されハ承の
以ハ早御しる取早御〜と〜人二人
受病〜取〜と世上受病〜負
病〜し心〜人〜と〜少〜が
〜事〜せ〜

